

一般社団法人日本高次脳機能障害学会 理事選出規則

(総則)

第1条 理事の選出については、一般社団法人日本高次脳機能障害学会定款施行細則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(理事選出に関する公示)

第2条 理事の選出に関する選挙等必要な事項は、この法人のホームページ会員専用欄に公示する。

(選挙管理委員会)

第3条 理事の選出を行うために、この法人に選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会は、理事の選任の行われる代議員総会の6か月前迄に立ち上げる。

(再任理事の選出)

第4条 再任理事候補者は、以下の手順により選出する。

- (1) 理事長は、理事の選任の行われる代議員総会の6ヶ月前迄に、現に理事である者のうち当該代議員総会をもって定年により退任予定の理事を除いた者に対して、継続して理事の職務を行う意志の有無を確認する。
- (2) 理事長は、選挙管理委員会に対し、継続して理事の職務を行う意志のある者の名簿を提出し、選挙管理委員会はこの名簿を公示のうえ、全代議員による信任投票を実施する。
 - ①投票は、郵送または電子投票によって行う。
 - ②選挙管理委員会は、各代議員に対し、返信期限を定めて、通知する。
 - ③投票は無記名で、信任または不信任の別により行うものとする。
 - ④開票は選挙管理委員会のもとで行い、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とする。
- (3) 選挙管理委員会は、信任投票の結果を、理事長に報告のうえ、公示する。
- (4) 当選者を、定款施行細則第13条第2項の定めにしたがい、理事候補者とする。

(新任理事の選出)

第5条 新任理事候補者は、以下の手順により選出する。

- (1) 理事会は、定款施行細則第14条第1項の定めにしたがい、選出する新任理事の定数を決定する。
- (2) 理事会は、前記(1)で定めた定数の範囲内で、研究領域、職域、地域性等を勘案し、新任理事候補となる者(以下「推薦候補者」という。)を決定する。

- (3) 理事長は、選挙管理委員会に対し、推薦候補者の名簿を提出し、選挙管理委員会はこの名簿を公示する。
- (4) 推薦候補者のほか理事候補となることを希望する代議員は、選挙管理委員会に対し所定の立候補届に代議員3名の推薦書を添えて提出し、立候補することができる。(以下本規定により立候補した者を「立候補者」という。)なお、一人の代議員が推薦できるのは1名とし、立候補者及び理事は推薦人にはなれないものとする。
- (5) 選挙管理委員会は、前記(4)の立候補があった場合には、その旨を公示し、併せて推薦候補者と立候補者の数が前記(1)で定められた定数を超える場合には代議員による選挙を、超えない場合には代議員による信任投票を行う旨公示する。
- (6) 選挙または信任投票は、無記名投票により行う。
- (7) 選挙の場合は、投票は定数内の候補者名を選択する。
開票は選挙管理委員会のもとで行い、定款施行細則第14条第5項の定めにしたがい、有効投票の過半数の得票を得た者のうち、得票数の多い者から順に、前記(1)で定められた定数までの者を当選者とする。
なお、得票数が同数で当選者を決定できない場合は、決選投票を行う。
- (8) 信任投票の場合は、第4条(2)③、④の規定を準用する。
- (9) 選挙管理委員会は、選挙または信任投票の結果を、理事長に報告のうえ、公示する。
- (10) 当選者を、定款施行細則第14条第5項の定めにしたがい、理事候補者とする。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

2015年4月25日 制定

2021年12月8日 改訂